

横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業

実施要綱

制定 令和2年12月1日 建住政第2544号

最新改正 令和3年9月13日 建住政第1227号

(目的)

第1条 本要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）に入居する単身高齢者等が利用する見守りサービスに係る費用を補助することによって、賃貸人が抱える単身高齢者の入居受入れに対する不安の軽減を図り、単身高齢者の民間賃貸住宅への入居促進及び居住支援の充実化に繋げることを目的とする本事業の実施に当たり、必要な事項を定める。

(通則)

第2条 本事業の実施に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 単身高齢者等

次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 見守りサービスの利用開始時点において、同居する者がいない60歳以上の者

イ 見守りサービスの利用開始時点において、同居する者（60歳以上の配偶者又は60歳以上の親族であつて、同居させることが必要であると市長が認める者に限る。）がいる60歳以上の者

(2) 初期費用

機器設置費用、初回登録料等の見守りサービスの導入時に係る費用をいう。

(3) 月額費用

単身高齢者等が利用する見守りサービスの月額利用料をいう。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和2年12月1日から令和4年3月31日までとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、別に定めるところにより登録された事業者（以下「登録事業者」という。）であり、次の各号に該当しない者とする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
- 2 市長は、必要に応じ、補助対象者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助対象となる見守りサービスの要件）

第6条 補助金の交付の対象となる見守りサービスは、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

- (1) IoT等の技術を活用し、単身高齢者等に負担なく見守りサービスを提供すること
- (2) 見守りサービス機器の設置及び初期設定が簡単であり、速やかに利用できること
- (3) 見守りサービス機器に係るメンテナンスの負担が少ないこと
- (4) 最低1日1回単身高齢者等の安否確認を行うこと
- (5) 異常が発生した際に、住宅の管理者又は親族等に必ず連絡がいくこと
- (6) 初期費用は、10,000円（税抜）以下、月額費用は、2,000円／月（税抜）以下であること

（補助対象事業）

第7条 第5条に規定する補助対象者が、横浜市内のセーフティネット住宅において、第6条に規定する見守りサービスを提供する目的で設置等を行い、見守りサービスの利用に係る初期費用又は月額費用を減額する場合は、市長は、費用の一部を予算の範囲内において補助することができる。

（補助金の交付額）

第8条 初期費用に係る補助金の交付額は、初期費用に2分の1の補助率を乗じた額（小数点以下端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とし、月額費用に係る補助金の交付額は、月額費用に2分の1の補助率を乗じて得た額（小数点以下端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）に、補助月数を乗じた額とする。

- 2 1世帯につき、初期費用に係る補助金については、5,000円、月額費用に係る補助金については、1,000円／月を限度額とする。
- 3 第1項の補助月数は、契約期間の始期が月の初日である場合は、契約期間の始期が属する月から当該年度末まで、契約期間の始期が月の初日以外の日である場合は、翌月から当該年度末までとする。ただし、年度の途中で当該契約が終了した場合においては、その終了の日が月の初日である場合は、前月まで、その終了の日が月の初日以外の日である場合は、その終了の日の属する月までとする。
- 4 前3項において、消費税及び地方消費税は補助金の交付の対象から除くものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする登録事業者は、見守りサービスの機器の設置等を行う前に、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請明細書（第1号様式別紙）
- (2) 入居者が単身高齢者等であることが確認できる書類

(3) 貸貸人の同意が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項において、補助金規則第5条第3項の規定により、補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる書類とする。

3 第1項において、入居する単身高齢者等が決定していない場合は、第2号に規定する書類の補助金交付申請書への添付を省略することができる。ただし、入居する単身高齢者等が決定した後、速やかに市長に提出しなければならない。

4 令和2年度に補助金交付決定を受けた者であって、令和3年度も引き続き補助金の交付を受けようとする者は、令和3年3月10日までに、補助金交付申請書に、次に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助金交付申請明細書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により交付申請を受けた場合は、申請内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査において、適当と認めないときは、補助金を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第11条 補助金の交付決定を受けた登録事業者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、補助金交付変更申請書（第4号様式）に次に定める書類を添えて、速やかに市長へ申請しなければならない。

(1) 補助金交付申請明細書（第1号様式別紙）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定の変更に係る申請を受けた場合は、申請内容を審査し、変更内容を決定し、補助金交付変更決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る実績を、補助対象事業が完了した日から起算して30日後又は3月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第6号様式）に、次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績明細書（第6号様式別紙）

(2) 見守りサービスの利用契約書の写し

(3) 支出を証明する書類

(4) 見守りサービス機器が設置される場合は、見守りサービス機器の設置等が確認できる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項において、補助金規則第14条第4項の規定により、市長が補助金実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる書類とする。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定により、補助金実績報告書（第 6 号様式）の提出を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 7 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他関係法令等に違反したとき

(4) 補助事業者が、第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき

(5) 補助事業者から補助金交付決定取消申請書（第 9 号様式）が提出され、その内容が適正であると認められるとき

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により、補助事業者に対し通知するものとする。

3 前 2 項の規定は、第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても準用する。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(守秘義務)

第 17 条 補助事業者は、業務等を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(書類の整備及び保存)

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類、その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類を備えるとともに、補助事業の完了後 10 年間保存しなければならない。

(調査に対する協力)

第 19 条 補助事業者は、補助金の執行等に関し、市長が必要な調査を行おうとするときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第20条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

本要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和3年9月13日から施行する。

横浜市長

〒

住所

事業者名

代表者名

補助金交付申請書

横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業補助金の交付を受けるため、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業実施要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録事業者	事業者名	
	代表者氏名	
	本社所在地	
住宅	住宅所在地	
	住宅名	
	部屋番号	
補助金申請額	円 （内訳は補助金交付申請明細書のとおり）	

添付書類

- (1) 補助金交付申請明細書（第1号様式別紙）
- (2) 入居者が単身高齢者等であることが確認できる書類※
- (3) 賃貸人の同意が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

※入居する単身高齢者等が決定していない場合は、補助金交付申請書への添付を省略することができる。ただし、入居する単身高齢者等が決定した後、速やかに市長に提出しなければならない。

※適宜様式を修正して使用することができる。

補助金交付申請明細書

サービス名称

部屋番号	入居者情報		契約日／ 補助対象期間		契約金額 (税抜)	補助金額 (円/月)	補助月数	補助金額計 (円)
	氏名							
	氏名				初期費用 (円)			
			~		月額費用 (円/月)			
	氏名				初期費用 (円)			
			~		月額費用 (円/月)			
	氏名				初期費用 (円)			
			~		月額費用 (円/月)			
	氏名				初期費用 (円)			
			~		月額費用 (円/月)			
	氏名				初期費用 (円)			
			~		月額費用 (円/月)			
							合計	

様

横浜市長

補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業補助金の交付について、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業実施要綱第10条に基づき、次のとおり補助金を交付することと決定しましたので通知します。

1 交付決定内容

登録事業者	事業者名	
	代表者氏名	
	本社所在地	
住宅	住宅所在地	
	住宅名	
	部屋番号	
補助金交付決定額		円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業の実施のために使用し、他の事業に流用しないこと。
- (2) 事業の実施にあたっては、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業実施要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守すること。

様

横浜市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業補助金について、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

1 内容

登録事業者	事業者名	
	代表者氏名	
	本社所在地	
理由		

横浜市長

〒

住所
事業者名
代表者名

補助金交付変更申請書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた補助金については、当該決定の額及びその内容を変更するため、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業実施要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額	円
既交付決定額	円
変更増減額	円

※内訳は補助金交付申請明細書（第1号様式別紙）のとおり

2 変更理由

添付書類

- (1) 補助金交付申請明細書（第1号様式別紙）
- (2) その他市長が必要と認める書類

※適宜様式を修正して使用することができる。

様

横浜市長

補助金交付変更決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業補助金の交付決定内容の変更について、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業実施要綱第11条に基づき、次のとおり補助金交付決定内容を変更することと決定しましたので通知します。

1 変更内容

交付決定額	円
既交付決定額	円
変更増減額	円

横浜市長

〒

住所
事業者名
代表者名

補助金実績報告書

年 月 日 第 号で交付（変更）決定を受けた補助金の実績について、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業実施要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

登録事業者	事業者名	
	代表者氏名	
	本社所在地	
住宅	住宅所在地	
	住宅名	
	部屋番号	
補助金額（実績）	円 （内訳は補助金実績明細書のとおり）	

添付書類

- (1) 補助金実績明細書（第6号様式別紙）
- (2) 見守りサービスの利用契約書
- (3) 支出を証明する書類
- (4) 見守りサービス機器が設置される場合は、見守りサービス機器の設置等が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

※適宜様式を修正して使用することができる。

補助金実績明細書

サービス名称

部屋番号	入居者情報		契約日／ 見守りサービス提供期間		契約金額 (税抜)	補助金額 (円/月)	補助月数	補助金額計 (円)
	単身 高齢者等							
	単身 高齢者等				初期費用 (円)			
	氏名		~		月額費用 (円/月)			
	単身 高齢者等				初期費用 (円)			
	氏名		~		月額費用 (円/月)			
	単身 高齢者等				初期費用 (円)			
	氏名		~		月額費用 (円/月)			
	単身 高齢者等				初期費用 (円)			
	氏名		~		月額費用 (円/月)			
	単身 高齢者等				初期費用 (円)			
	氏名		~		月額費用 (円/月)			
							合計	

様

横浜市長

補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業補助金について、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業実施要綱第13条に基づき、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

登録事業者	事業者名	
	代表者氏名	
	本社所在地	
住宅	住宅所在地	
	住宅名	
	部屋番号	
補助金交付確定額		円

横浜市長

〒

住所

事業者名

代表者名

印

補助金請求書

年 月 日 第 号補助金額確定通知書により確定した補助金について、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業実施要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

補助金の振込先

振込先金融機関	金融機関名						
	支店名						
	預金の種類	普通 ・ 当座					
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義人						

横浜市長

〒

住所

事業者名

代表者名

補助金交付決定取消申請書

年 月 日 第 号で交付（変更）決定を受けた補助金については、当該交付決定を取り消したため、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業実施要綱第15条第1項第5号の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付（変更）決定通知書の日付及び番号

年 月 日 第 号

2 取消理由

※適宜様式を修正して使用することができる。

様

横浜市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日第 号により通知した補助金交付（変更）決定を、横浜市セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業実施要綱第 15 条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 取消し後の交付決定額 円
- 3 取消理由